

令和元年11月22日

ご依頼企業 各位

福島県立医科大学附属病院
臨床研究センター

受託契約にかかる消費税率の決定について

平素より当院の運営にご協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年10月1日の消費税率改訂にあたり、当院にご依頼いただいている治験、製造販売後臨床試験、製造販売後調査等に関して、令和元年9月30日付「受託契約にかかる消費税率改訂に伴う運用について」のとおり、これまで暫定的な税率にてご請求を差し上げてまいりました。

このほど、税務当局との折衝が完了し、下記のとおり 暫定的な税率と同率での運用 と決定いたしました。よって、精算手続きは行いませんのでご承知おきください。

記

1 治験、製造販売後臨床試験のご請求にかかる消費税率

令和元年9月30日までの契約案件の契約時の費用請求：8%

令和元年10月1日以降の契約案件の契約時の費用請求：10%

令和元年9月分までの月次の費用請求：8%

令和元年10月分以降の月次の費用請求：10%

2 製造販売後調査のご請求にかかる消費税率

令和元年9月30日までの契約にかかる費用請求：8%

令和元年10月1日以降の契約にかかる費用請求：10%

(事務担当：基盤部門 主任主査兼係長 松戸 一博 電話 024-581-5173)